

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 6 月 17 日（金）第3221号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	規 則	
○鹿児島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則（※）		（雇用労政課取扱い） 1
告 示	示	
○鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱（※）		（財政課取扱い） 2
○私立学校の廃止の認可		（青少年男女共同参画課取扱い） 2
○有害な図書等の指定		（青少年男女共同参画課取扱い） 2
○森林病虫害等防除法の規定に基づく伐採木等の移動制限の命令（森づくり推進課取扱い）		3
○救急病院等の認定		（地域医療整備課取扱い） 3
○都市計画道路事業の事業計画の変更認可		（都市計画課取扱い） 3
公 告	告	
○一般競争入札公告（2件）		（情報政策課取扱い） 4 （免許管理課取扱い） 7
選 挙 管 理 委 員 会 告 示		
○直接請求の連署に必要な有権者の数（※）		（選挙管理委員会取扱い） 9
○参議院鹿児島県選出議員選挙における選挙人名簿登録の期日等について		（選挙管理委員会取扱い） 11
○参議院鹿児島県選出議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧の期間について		（選挙管理委員会取扱い） 11
○鹿児島県知事選挙における選挙人名簿登録の期日等について		（選挙管理委員会取扱い） 11
○参議院鹿児島県選出議員選挙におけるポスター掲示場へのポスター掲示開始期日について		（選挙管理委員会取扱い） 11
○鹿児島県知事選挙におけるポスター掲示場へのポスター掲示開始期日について		（選挙管理委員会取扱い） 11

規 則

鹿児島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 6 月 17 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第33号

鹿児島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県職業訓練手当支給規則（昭和41年鹿児島県規則第80号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第20条」を「第22条」に改め、同項第4号の2中「及び小学校」を「（特別支援学校の幼稚部を含む。）及び小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第612号

鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成28年6月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱（平成2年鹿児島県告示第1811号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「地域力創造対策実施要綱（平成21年3月31日付け総行政第116号総務事務次官通知）に基づき選定された地域力創造推進地域又は」を削る。

附 則

この要綱は、平成28年6月17日から施行する。

鹿児島県告示第613号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定により、私立学校の廃止を次のとおり認可した。

平成28年6月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	位 置	設置者	認可年月日	廃止期日
大隅中央幼稚園	曾於市大隅町段中町59番	学校法人 愛光学園	平成28年 5月31日	平成28年 5月31日

鹿児島県告示第614号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

平成28年6月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25139	平成28年 6月9日	雑 誌	Young Love Comic a y a 6月号 18815-06	宙出版	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
25140			GUSH 6月号 12467-6	海王社		
25141			絶対恋愛Sweet 6月号 15557-06	笠倉出版社		
25142			恋愛LoveMAX 6月号 12080-6	秋田書店		
25143			ビーボーイゴールド 6月号 17779-06	リブレ出版		
25144			月刊ビタミン 7月号 07653-7	竹書房		
25145			COMIC 失楽天 6月号 13891-6	ワニマガジン社		
25146			実話ナックルズ 7月号 04877-7	ミリオン出版		
25147			裏物JAPAN	鉄人社		

		7月号	01805-07		
--	--	-----	----------	--	--

鹿児島県告示第615号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等が付着している伐採木等の移動の制限を命ずる予定である。

平成28年6月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 区域及び期間

(1) 区域

県全域

(2) 期間

平成28年8月1日から平成29年7月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。以下同じ。）の次の表の左欄に掲げる区域から同表の右欄に掲げる区域内への移動又は同表の右欄に掲げる区域内における移動は、松くい虫を駆除した後でなければしてはならない。

鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、伊佐市、始良市、薩摩郡、出水郡、始良郡、曾於郡、肝属郡及び熊毛郡（屋久島町口永良部の区域を除く。）の区域	奄美市、鹿児島郡、熊毛郡のうち屋久島町口永良部及び大島郡の区域
---	---------------------------------

4 命令をしようとする理由

松くい虫の被害が発生していない区域への松くい虫の被害のまん延を防止するため

5 その他

1の(1)に掲げる区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

鹿児島県告示第616号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成28年6月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
今村病院分院	鹿児島市鴨池新町11番23号

2 認定の有効期限

平成31年6月22日

鹿児島県告示第617号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成28年6月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 施行者の名称

霧島市

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 国分都市計画道路事業
- (2) 名称 3・5・7号犬追馬場線

3 事業施行期間

平成25年12月25日から平成33年3月31日まで（変更前平成29年3月31日まで）

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成28年6月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等の名称及び数量
業務用パソコンの賃貸借 1,000台
- (2) 借入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成28年9月30日
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 借入期間
平成28年10月1日から平成33年9月30日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を平成28年7月15日午後5時までに4の(2)の場所に提出し、当該役務を提供することができることを証明した者であること。

なお、機能等証明書を発売予定の物品で提出する場合は、1の(1)の物品を要求仕様書の示す納入期限までに納入することができる旨の当該物品製造元の証明書を併せて添付すること。

また、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格

審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成28年6月17日から同月27日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県企画部情報政策課システム開発係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成28年7月27日午後5時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成28年7月28日午前10時
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎7階）会議室7-B-2

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 (2)に同じ。
(イ) 交付期限 平成28年7月1日午後5時

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上

の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県企画部情報政策課システム開発係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-2393
ファックス番号 099-286-5527

13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
Personal computer for general working:1,000
- (2) DELIVERY PERIOD:
30 September 2016
- (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:00 p.m. 27 July 2016
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Information Policy Division
Planning Department
Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan
TEL 099-286-2393
FAX 099-286-5527

.....
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成28年6月17日

鹿児島県警察本部交通部免許管理課長 日高道広

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等の名称及び数量
運転シミュレータの貸貸借 一式
- (2) 借入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
入札説明書による。
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 借入期間

平成29年1月1日から平成35年12月31日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を指定した日時までに提出し、承認を受けた者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成28年6月21日から同年7月4日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8

時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県警察本部交通部免許管理課

鹿児島市南栄五丁目1番2号 郵便番号 891-0122

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成28年8月3日午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成28年8月4日午前11時

イ 場所 鹿児島県警察本部交通部免許管理課会議室（交通安全教育センター2階）

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 (2)に同じ。

(イ) 交付期限 平成28年7月8日午後5時15分

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部免許管理課長）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部免許管理課長）を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
 - (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
 - (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
 - (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
 - (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
 - (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 10 最低制限価格
設定しない。
- 11 契約書案の提出
落札者は，落札決定通知を受けた日から5日以内に，記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
鹿児島県警察本部交通部免許管理課会計係
鹿児島市南栄五丁目1番2号 郵便番号 891-0122
電話番号 099-266-0111（内線210）
ファックス番号 099-266-5495
- 13 その他
この調達は，世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 14 SUMMARY
- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
Driving simulator:1set
 - (2) DELIVERY PERIOD:
As shown in the tender documentation
 - (3) DELIVERY PLACE:
As shown in the tender documentation
 - (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:15 p.m. 3 August 2016
 - (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
License management Division
Traffic Department
Kagoshima Prefectural Police Headquarters
5-1-2 Nanei,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 891-0122 Japan
TEL 099-266-0111(ext.210)
FAX 099-266-5495

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は，それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお，平成28年3月15日鹿児島県選挙管理委員会告示第5号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は，廃止する。

平成28年6月17日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

左 欄	右 欄	
地方自治法第74条第1項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金，使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	27,282	
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数		
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	270,508	
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数，その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	鹿児島市・鹿児島郡区	148,485
	鹿屋市・垂水市区	32,377
	枕崎市区	6,258
	阿久根市・出水郡区	9,125
	出水市区	14,708
	指宿市区	11,865
	西之表市・熊毛郡区	11,940
	薩摩川内市区	26,218
	日置市区	13,614
	曾於市区	10,795
	霧島市・姶良郡区	36,423
	いちき串木野市区	8,103
	南さつま市区	9,977
	志布志市・曾於郡区	12,729
	奄美市区	13,633
	南九州市区	10,392
伊佐市区	7,764	
姶良市区	20,527	
薩摩郡区	6,319	
肝属郡区	11,091	
大島郡区	17,199	
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	270,508	
地方自治法第86条第1項に基づく副知事，選挙管理委員，監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万		

を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
--

鹿児島県選挙管理委員会告示第14号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定により、平成28年7月10日執行の参議院鹿児島県選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧の期間を次のとおり定めた。

平成28年6月17日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

- 1 被登録資格の決定の基準となる日
平成28年6月21日
ただし、年齢については同年7月10日とする。
- 2 登録を行う日
平成28年6月21日
- 3 縦覧に供する期間
平成28年6月22日

鹿児島県選挙管理委員会告示第15号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の11第2項の規定により、平成28年7月10日執行の参議院鹿児島県選出議員選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧の期間を、同年6月22日と定めた。

平成28年6月17日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

鹿児島県選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により、平成28年7月10日執行の鹿児島県知事選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

平成28年6月17日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

- 1 被登録資格の決定の基準となる日
平成28年6月22日
ただし、年齢については同年7月10日とする。
- 2 登録を行う日
平成28年6月22日
- 3 縦覧に供する期間
平成28年6月23日

鹿児島県選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定により、平成28年7月10日執行の参議院鹿児島県選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を同年6月22日からと定めた。

平成28年6月17日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

鹿児島県選挙管理委員会告示第18号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定により、平成28年7月10日執行の鹿児島県知事選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を同年6月23日からと定めた。

平成28年6月17日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎